「いのちを支える地域づくり計画 2025 板橋区自殺予防対策」 令和5年度末時点進捗報告について

板橋区では、自殺対策を推進するための個別計画として、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「いのちを支える地域づくり計画2025板橋区自殺予防対策」(以下「いのちの計画2025」という)を策定し、自殺対策に取り組んでいる。

いのちの計画 2025 の初年度にあたる令和5年度における各施策の進捗状況を 以下のとおりまとめた。

1 「いのちの計画 2025」計画事業の概要

「いのちの計画 2025」は、自殺対策基本法第 13 条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定されたものである。

「いのちの計画 2025」では、自殺対策として区で実施する各種事業を「基本施策」と「重点施策」の2種類に大別し、各施策及び施策に紐づく事業を推進している。

また、各事業について、自殺対策に関係性のある事業を「計画事業」として選定後、各計画事業を実施することで軽減が見込まれる危険因子の数が多い、もしくは軽減できる危険因子に限らず直接的な支援につなぐことが可能である事業を「推進事業」と位置付け、重点的に取り組んでいる。基本施策における施策名は図表1、重点施策における施策名は図表2のとおりである。

(1)基本施策

国が「全国的に実施することが望ましい」としている施策を参考に設定した施策群

図表1 内訳(基本施策名)

	1 地域におけるネットワークの強化
基	2 自殺対策を支える人材の育成
本施	3 住民への啓発と周知
策	4 子ども・若者への支援
	5 生きることの促進要因への支援

(2) 重点施策

基本施策とは別の枠組みで、板橋区として、特に自殺予防・自殺対策が必要と考えられる「重点対象者」に向けて実施する施策群

図表2 内訳(重点施策名)

雷	1 児童・生徒のこころの健康に関する教育
点	2 妊産婦への支援
施	3 働く世代への支援
束	4 高齢者への支援

(3)計画事業

自殺対策に関係性のある全ての事業

(4)推進事業

計画事業の内、自殺予防効果が高い、又は直接的支援につなぐことが可能な事業

2 計画期間

計画期間は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3か年とする。自殺対策にかかる計画等の計画期間は図表3のとおりである。

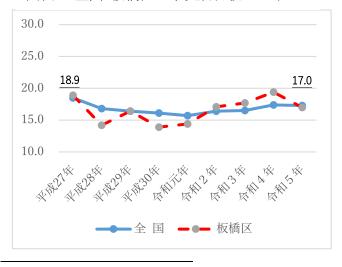
図表3 自殺対策にかかる計画等

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和5	令和6	令和 7
+ 反	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
国	改正自殺対策基本法									
当	第 3 次自殺総合対策大綱 第 4 次自殺総合対策大綱									l
都			東京都	『自殺総合:	対策計画			東京都自	殺総合対策	計画
	板橋区基本構想									
	板橋区基本計画2025									
X	いたばしNo	1 実現プラン	2018	いたばしNo1実	現プラン2021	いたばしNo	o 1 実現プラン	2025	いたばしNo1実現フ	プラン2025改訂版
	地域でつ	ながるいた	ばし保健社	冨祉プラン	2025					
					板橋区いの 地域づくり	ちを支える 計画2022		いのちを支え 板橋区自殺予	とる地域づくり 予防対策	計画2025

3 計画の数値目標及び自殺者数等

国の方針を踏まえ、平成27(2015)年の年間自殺死亡率^A18.9(自殺者数100人)を、令和8(2026)年までに13.0(自殺者数70人)以下とすることを数値目標とする。

図表4 全国・板橋区の年次別自殺死亡率



平成27年から令和5年までの 全国及び板橋区の年次別自殺死 亡率は図表4のとおりである。

> 平成 27 年 令和 5 年 全 国 18.5 17.4 板橋区 18.9 17.0

A 自殺死亡率 人口 10 万人当たりの自殺者数

4 評価方法

計画事業を「達成度評価(量的評価)」及び「自殺予防効果評価(質的評価)」により評価を行う。「いのちの計画 2025」では、「いのちの計画 2022」で実施した量的な評価のみでなく、新たに質的な評価として各事業の自殺予防効果による評価(以下「質的評価」という)を実施する。

(1)達成度評価(量的評価)

各事業に設けられている事業目標に対する達成度を、事業所管課からの事業実績報告(実施の有無や実施回数、参加人数など)により評価する。達成度の評価にあたって使用する評価評語は、区の標準的な評価評語を準用する。

評価評語の基準は図表5のとおりである。

図表5 評価評語(量的評価)

評価評語	基 準
達成⁺	所管課における年度目標を上回る実績となっている。
達成	所管課における年度目標を全部または大部分達成している。 もしくは、計画事業が完了している。
未達成	事業の遅延・中止などにより、目標の全部または大部分が完了していない状態。

(2) 自殺予防効果評価(質的評価)

自殺の動機に至る危険因子を、警察統計に基づく6つ(健康問題、家庭問題、勤務問題、経済・生活問題、学校問題、その他の問題)に分類する。事業を実施することで軽減が見込まれる危険因子数に応じ、各事業の自殺予防効果を3段階に分類する。

質的評価は、自殺対策事業としての質的向上をめざしており、実施主体に、「事業を実施すること自体が自殺予防・自殺対策につながるという意識を持ってもらうこと」及び「一つひとつの危険因子に対する効果を高めてもらうとともに、より多くの危険因子が軽減されるよう、事業展開を図ってもらうこと」を目的としている。

危険因子分類は図表6、各自殺 予防効果の説明は図表7のとおり である。

図表6 危険因子分類

資料:厚生労働省「令和3年中における自殺の状況」の図を改変

図表7 評語(質的評価)

自殺予防効果	説 明
A	危険因子を5~6個軽減することができる。 または、解消できる危険因子は4個以下だが、相談者への直接的な支援につながる事業である。
В	危険因子を3~4個軽減することができる。
С	危険因子を1~2個軽減することができる。

5 基本施策及び重点施策の評価結果

(1) 基本施策

「いのちの計画 2025」では、基本施策に基づく 76 事業を実施した。基本施策の施策名別事業数は図表8のとおりである。

図表8 内訳(基本施策事業数)

基本施策名	事業数
(1) 地域におけるネットワークの強化	19(4)
(2) 自殺対策を支える人材の育成	5(4)
(3) 住民への啓発と周知	4(3)
(4) 子ども・若者への支援	24(7)
(5) 生きることの促進要因への支援	24(9)
合計	76(27)

※「()」は推進事業の数である。

①量的評価

基本施策における令和5年度の量的評価結果は、76 事業中「達成」が 16 事業 (約 21%)、「達成」が 54 事業(約 71%)、「未達成」が6事業(8%)であった。

割合で比較すると、「達成+」が令和4年度の約8%から令和5年度の約21%に増加した。「達成+」の主な例として、スクールソーシャルワーカーの派遣(教育支援センター)、おとしよりなんでも相談(おとしより保健福祉センター)等があった。

「達成」」または「達成」となっている事業割合は約92%であり、令和4年度(約96%)と同等の割合であった。

「未達成」の割合は、令和4年度の約4%に対して令和5年度が約8%であった。「未達成」事業のうち、健康推進課が実施する、健康づくり活動団体等のネットワーク「いたばし健康ネット」では、登録団体の活動紹介用として作成している「いたばし健康づくりハンドブック」を冊子から電子版に改め、区ホームページで広く周知することで登録団体数の増加を図っている。また、登録済の団体に対しては、年1回の更新の際にLoGoフォームによる申請を取り入れ、手続の利便性を高めている。

今回「未達成」であった他事業についても、より効果的な周知方法はないか、ニーズに沿った事業展開が出来ているか等、事業を継続するうえでの工夫を図っていく必要がある。量的評価の項目別集計は図表9のとおりである。

図表9 項目別集計

		1)地域におけるネ	(2) 自殺対策を支	周知 (3)住民への啓発と	支援 生・若者への	促進要因への支援(5)生きることの	合計
事業数		19(4)	5(4)	4(3)	24(7)	24(9)	76 (27)
令	達成⁺	2	1(1)	0	5(2)	8(3)	16(6)
令和5年度	達成	16(4)	4(3)	4(3)	16(5)	14(6)	54(21)
度	未達成	1	0	0	3	2	6(0)
令	達成⁺	3	1	0	3	0	7
令和4年度	達成	10	5	10	36	14	75
度	未達成	0	1	0	1	1	3

※令和4年度は、前計画期間中であるため、基本施策事業数は85である。

「達成」の主な事例

●事業名/スクールソーシャルワーカーの派遣(教育支援センター)

目標事業量/学校訪問回数

令和5年度目標值/1,580回

令和5年度実績値/4,237回

自殺予防効果/B (健康問題、家庭問題、経済·生活問題、学校問題)

●事業名/おとしよりなんでも相談(おとしより保健福祉センター)

目標事業量/相談件数

令和5年度目標值/250件

令和5年度実績値/1,966件

自殺予防効果/B (健康問題、家庭問題、その他の問題)

^{※「()」}は推進事業の数である。

②質的評価

基本施策の質的評価は、76 事業中「A」が 22 事業 (約 29%)、「B」が 12 事業 (約 15%)、「C」が 42 事業(56%)である。項目別事業数は、「子ども・若者への支援」が 24 事業、「生きることの促進要因への支援」が 24 事業、「地域におけるネットワークの強化」が 19 事業、「自殺対策を支える人材の育成」が5事業、「住民への啓発と周知」が4事業である。

近年、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、また、若者の孤独死増の背景としてセルフネグレクト(自己放任)が指摘される等、若者の自殺・孤独死のリスクが高まっている。基本施策には、子ども・若者支援に関係する事業が多くあるため、自殺予防効果の大小に関わらず、着実に事業を実施・推進することが重要である。質的評価における項目別集計結果は図表 10 のとおりである。

図表 10 項目別集計(令和5年度	図表 10	項目別集計(令和5年度
-------------------	-------	--------	-------

		ツトワークの強化 (1)地域におけるネ	(2)自殺対策を支え	周知 (3)住民への啓発と	支援 生・若者への	進要因(の支援)	合計
事業数		19(4)	5(4)	4(3)	24(7)	24(9)	76(27)
令	А	5(3)	3(3)	3(3)	1	10(4)	22(13)
令和5年度	В	2	0	0	4(2)	6(3)	12(5)
度	С	12(1)	2(1)	1	19(5)	8(2)	42(9)

^{※「()」}は推進事業の数である。

(2) 重点施策

重点施策は60事業を実施した。 重点施策事業数の内訳は図表11のとおりである。

図表 11 内訳(重点施策事業数)

重点施策名	事業数
(1) 児童・生徒のこころの教育に関する教育	21(5)
(2) 妊産婦への支援	19(3)
(3) 働く世代への支援	8(3)
(4) 高齢者への支援	12(3)
合計	60 (14)

^{※「()」}は推進事業の数である。

①量的評価

重点施策における令和5年度の量的評価結果は、60 事業中「達成」が 10 事業 (約 17%)、「達成」が 44 事業(約 73%)、「未達成」が6事業(10%)であった。

「達成⁺」または「達成」となっている事業割合は、いずれの項目も 85%以上であった。「達成⁺」の主な例は、子どもの食・居場所支援事業(生活支援課)、児童館における子育て相談事業(子育て支援課)等であった。

「未達成」は、令和4年度の0件に対して令和5年度が6件(10%)であった。「未達成」事業のうち、長寿社会推進課が実施する「シニア世代活動支援プロジェクト」では、22 項目のフレイルチェック測定とは別に、3項目の測定による簡易版を企画し、参加者数の増加を図っている。他の事業についても、基本施策の量的評価(P4)の場合と同様、他に効果的な周知方法はないか、ニーズに沿った事業展開が出来ているか等、事業を継続するうえでの工夫を図っていく必要がある。

重点施策における項目別集計は図表 12 のとおりである。

図表 12 項目別集計

		健康に関する教育	②妊産婦(の支援	③働く世代への支援	(4) 高齢者(の支援	合計		
	事業数	21(5)	19(3)	8(3)	12(3)	60 (14)		
令和5	達成⁺	2	3	2	3(1)	10(1)		
令和5年度	達成	16(5)	14(2)	6(3)	8(2)	44(12)		
	未達成	3	2(1)	О	1	6(1)		
	事業数	10 (※重点施策1)		11 (※重点施策2)		21		
令和 参	達成⁺	О		0		О		
令和4年度	達成	1	0	11		11 21		21
	未達成	()	()	О		

※重点施策1 生活困窮者・無職者・失業者への支援

※重点施策2 地域とつながりが持ちづらい中高年男性への支援

※令和5年度の「()」は推進事業の数である。

「達成+」の主な事例

●事業名/子どもの食・居場所支援事業(生活支援課)

目標事業量/登録団体数

令和5年度目標值/31

令和5年度実績値/76(マッチング件数:93 件→322 件)

自殺予防効果/C (学校問題、その他の問題)

●事業名/児童館における子育て相談事業(子育て支援課)

目標事業量/1館あたりの相談件数

令和5年度目標值/1,000件

令和5年度実績値/1,627件

自殺予防効果/C (家庭問題)

②質的評価

重点施策の質的評価は、60 事業中「A」が 10 事業 (約 17%)、「B」が 12 事業 (20%)、「C」が 38 事業(約 63%)である。項目別事業数は、「児童・生徒のこころの健康に関する教育」が 21 事業、「妊産婦への支援」が 19 事業、「高齢者への支援」が 12 事業、「働く世代への支援」が8事業である。

厚生労働省の第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議(令和3年12月6日開催)資料によると、妊産婦の死亡原因として自殺が最も高いとされている。また、今年3月に開催された第11回同会議では、委員から妊産婦に対する支援の充実を求める意見が出される等、妊産婦への支援についても、子ども・若者への支援同様、事業の着実な実施・推進が求められている。

項目別集計結果は図表 13 のとおりである。

図表 13 項目別集計(令和5年度)

		教育 (1)児童・生徒のここ	(2)妊産婦への支援	③働く世代への支援	(4)高齢者への支援	合計
事業数		21(5)	19(3)	8(3)	12(3)	60(14)
令	А	2	7(3)	1	0	10(3)
令和5年度	В	2(1)	5	3(1)	2(1)	12(3)
度	С	17(4)	7	4(2)	10(2)	38(8)

※「()」は推進事業の数である。

6 総評

板橋区内の自殺者数は、平成 28 年に 76 人まで減少したものの、その後増加に 転じ、令和5年は 92 人(自殺死亡率 17.0)であった。いのちの計画 2025 では、令和 8(2026)年までに自殺死亡率を 13.0(自殺者数 70 人)以下にすることを目標として いる。引き続き、目標達成に向けた取組を継続することが重要である。

令和5年度は、新しい取組として、出張ゲートキーパー研修^B、インターネット検索連動型広告^C、自殺対策絵本製作^Dを実施した。これらは、自殺対策に対する正しい理解の浸透、ネガティブワードを検索した際の検索連動型広告により SNS 等の相談窓口につなぐ確率を高める、児童・生徒のこころの健康に関する教育の推進を目的とした事業である。既存事業では、東武鉄道と協働し、東武東上線の駅頭において、自殺対策に関する啓発グッズを配るとともに自殺予防を呼びかけるキャンペーンを実施した。引き続き、不特定多数に直接訴求するもの、特定の年齢をメインに訴求するもの等、対象者やアプローチ方法が異なる事業を組み合わせ、幅広く自殺対策を推進する。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があると言われている。また、全国の小中高生自殺者数(自殺統計)が令和4年に514人と過去最多を更新し、令和5年も513人と高い水準が続いている。国では、令和5年に子ども家庭庁が「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定し、自殺対策の強化を図っている。区としても、自殺の要因を見極めるとともに、関係部署との包括的な連携により事業効果を高める等、多面的・多角的な視点で自殺対策を検討していくことが肝要である。

駅頭自殺防止キャンペーン



出張ゲートキーパー研修



B ゲートキーパーとしての役割が期待される主体に対して講師を派遣し、自殺対策に対する正しい理解の浸透を図る。

c インターネット利用者が検索エンジンでネガティブワードを検索した際に、相談窓口を表示させる検索連動型広告を導入し、SNS 等の相談窓口につなげる。

D 区ゆかりのアーティストと自殺予防をテーマとした絵本を作成し、児童・生徒のこころの健康に関する教育を推進する。メインターゲットは小学校5~6年生。